

江別市成年後見支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人江別市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱に基づき、江別市(以下「市」という。)から受託する江別市成年後見支援センター(以下「センター」という。)の事業実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、認知症、精神障がい及び知的障がいなどにより判断が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援をするため、成年後見制度利用促進に係る中核機関として江別市成年後見支援センター事業を行うことを目的とする。

(対象)

第3条 この事業の対象は、市内に居住する者及びこれに準ずる者とする。

(事業内容)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 普及啓発

成年後見制度の利用を必要とする人が早期に発見され、適切に制度利用に結びつくよう、市民向けリーフレットの作成や講演会の開催、判断能力が十分でない人に接する機会が多い民生委員や自治会、福祉・医療関係者等を対象とした研修会の実施など、様々な方法により制度や相談支援窓口に対する市民の認知度の向上を図る。

(2) 相談対応及び利用支援

制度利用を必要とする人や支援者に対する相談対応、申立書及び手続書類の作成に関する助言などの利用支援を行う。

相談対応等は、親族後見や任意後見を含め、できるだけ幅広く対応することとする。また、成年後見に関する相談や成年後見制度の適切かつ円滑な利用につなげるため、地域包括支援センターなど相談支援機関及び専門職等との密接な連携及び情報共有を図る。

(3) 市民後見人の育成・活動支援

後見業務の担い手として活動する市民のすそ野を広げ、また市民が後見業務を安心して実施できるよう、市民後見人養成講座の開催や定期的な研修の実施、市民後見人等の活動に対する助言・指導、市民後見人等と専門職や関係団体との連携及び調整などを通じて、市民後見人の育成・活動支援を行う。

(4) 市民後見人候補者の登録・管理

市民後見の円滑な受任を支援するため、市民後見人候補者の名簿を登録・管理し、追加や脱退等がある場合は、遅滞なく更新する。

(5) 受任調整

センターが中核機関として利用支援を行う案件において、後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の受任候補者が決定していない場合、外部の有識者等により構成する受任調整会議を開催し、成年後見人等の受任調整を行う。

なお、受任調整会議の設置及び運営については、別に定める。

(6) 成年後見人等の推薦

前項の受任調整会議の結果を受けて、家庭裁判所に対して、成年後見人等の候補者の推薦を行う。

候補者の対象は、専門職及び法人並びに市民後見人とする。また、より適切な成年後見人等の選任に寄与するため、候補者の推薦と合わせ、支援対象者の状況や必要な支援内容等について家庭裁判所へ情報を提供する。

(7) 成年後見人等への支援

親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心して適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口を明確化するとともに、成年被後見人等や成年後見人等を支援する身近な「支援チーム」結成の支援・調整を行う。

また、成年後見人等を支援する中で不適切な後見事務が確認された場合には、家庭裁判所等と連携し、迅速に対応する。

(8) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資するため、家庭裁判所及び成年後見制度に関わる専門職団体や関係機

関、地域の関係者等と連携する地域連携ネットワークを構築・活用する。

(9) 家庭裁判所との連携

中核機関としてのセンター運営には、成年後見制度の運用を担う家庭裁判所との連携が不可欠であることから、家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼関係の構築に努める。

(10) その他

上記各号の他、成年後見制度の利用促進に必要な事業を行う。

(事業の実施主体)

第5条 センターには、前条の事業を実施するために、必要な職員を配置する。

(相談の記録及び保存)

第6条 センターへの相談内容は、センターにおいて記録し、保存するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 センターは、個人情報の取り扱いに際して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する法令及び本会個人情報保護規程を遵守するとともに、関係機関が作成した個人情報のガイドライン等に従うものとする。

2 センターは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、破損その他事故防止のために必要かつ適正な措置を講ずるとともに、これらの事故が生じた場合は、その事実を速やかに市に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 職員は、業務上知り得た個人情報を正当な理由無く他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ケースの検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、別に会長が定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(江別市成年後見支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 江別市成年後見支援センター事業実施要綱(平成29年11月1日会長決裁)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に効力を有するセンターが行った行為は、この要綱の施行日以後においても、センターが行った行為とみなす。